

令和6年看護職員業務従事者届に関するQ & A

【届出の対象に関すること】

Q 1 : 免許を有しているが、現在働いていない。届出の必要はあるか。

A 1 : 業務従事者届に関しては必要ありません。

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、徳島県ナースセンターに届出を行ってください。

Q 2 : 届出に関する案内が届かなかったが、届出の必要はあるか。

A 2 : これまでの届出実績等に基づき送付先リストを作成していますが、届出の対象となる看護職が所属する施設を正確に把握することは困難であり、送付漏れが生じる場合がございます。12月31日現在、看護職として従事している場合は、届出をお願いします。

Q 3 : 月に数日間しか勤務していないが、届出の必要はあるか。

A 3 : 月に数日間しか勤務していない場合も、届出の必要がございます。

Q 4 : 産休・育休・病休中の場合は届出の必要はあるか。

A 4 : 休業中であっても一時的な休暇であって雇用関係がある場合は届出が必要です。

「常勤換算」の項目は、「2短時間労働者」、常勤換算数は「0.0人」と入力してください。

離職（退職）している方は必要ありません。

Q 5 : 看護師免許を有しているが、ケアマネージャーとして訪問介護事業所等で勤務している場合、届出の必要はあるか。

A 5 : 看護業務と関係がある場合は、届出をお願いします。

Q 6 : 看護師の免許を有しているが、事務部に在籍している場合、届出の必要はあるか。

A 6 : わずかでも看護師としての業務に従事している場合（看護師の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合も含む）は、届出をお願いします。従事している業務が看護業務と全く関係がない場合は、届出は不要です。

Q 7 : 看護師免許を有しているが、養護教諭として働いている場合、届出の必要はあるか。

A 7 : 必要ありません。

【届出の方法に関すること】

Q 8 : オンラインと紙媒体の両方により届出を行う必要はあるか。

A 8 : 必ずどちらか1つの方法で、1人につき1回、届出を行ってください。

（法人内で複数の施設を兼務している場合や複数の施設で就業している場合も、いずれか1つの施設（主たる就業場所）で、1人につき1回の届出としてください）

Q 9 : 従事者届用紙は、コピーしたものでもよいか。

A 9 : コピーした用紙でも構いません。県ホームページからもダウンロード可能です。

Q10：県内で就業しているが、県外に居住している。どこに届け出ればよいか。

A10：「就業地」を管轄する保健所に届出を提出してください。

【届出の内容に関すること】

Q11：現住所と住民票住所が違う場合は、「居住地住所」にはどちらを記入するのか。

A11：現住所を記入してください。住民票と異なっても構いません。

Q12：結婚等により姓が変わったため免許書換の申請をし、その期間中に12月31日を迎えた場合はどのように記入するのか。

A12：12月31日現在での戸籍上の姓名を記入してください。

Q13：結婚等により姓が変わったが免許書換の申請をしていないため、免許が旧姓のままである場合は、どちらを記入するのか。

A13：現在の戸籍どおり記入してください。なお、免許の書換の申請は任意ですが、名簿（籍）訂正の申請は義務となっています。

Q14：異体字を使用していいか。

A14：戸籍どおり記入してください。

Q15：免許の種別について、厚生労働省と都道府県のどちらを選択すればよいか。

A15：保健師・助産師・看護師免許に関しては、昭和22年までは各都道府県が発行していました。昭和23年以降に免許の交付を受けた場合は、厚生労働省を選択してください。都道府県名を記載する必要はありません。

Q16：学校養成所・大学等の教員であって、保健師と看護師など複数の免許を有している場合の「主たる業務」は。

A16：保健師課程の教員の場合は「保健師業務」、助産師課程の教員の場合は「助産師業務」、看護師・准看護師課程の教員の場合は「看護師業務」になります。

Q17：助産所で「分娩の取り扱い」はあるが、実績がない場合はどうすればよいか。

A17：実績の有無にかかわらず、「分娩の取り扱いの体制がある」場合は、「分娩の取り扱いあり」を選択してください。

Q18：助産師が保健所、市町村から委託されて新生児の訪問指導をしている場合、業務に従事する場所はどこか。

A18：出張のみによって業務に従事しているものとして医療法第5条の規定（住所をもって助産所とみなす規定）の適用を受け、開設の届出がなされている場合は、「3 助産所」の「ウ 出張のみによる者」に該当します。

Q19：県職員として病院から県庁へ異動した場合や、病院から県立看護学校に異動した場合は転職になるのか。

A19：同じ県職員という身分であるので、連続した従事期間とみまします。
市町村職員も同様です。

Q20：独立行政法人国立病院機構の別の病院から異動してきた場合の従事期間は

A20：いずれも独立行政法人国立病院機構の所属なので、連続した従事期間とみなします。

Q21：看護師養成所（2年課程）に通学中、准看護師として勤務していたが、卒業して看護師免許取得後、引き続き同じ施設で看護師として勤務した場合の従事期間は。

A21：准看護師としても勤務していた期間も従事期間に含めてください。

Q22：看護補助者（看護助手）としての期間は従事期間に含まれるか。

A22：看護補助者（看護助手）として従事した期間は含めません。

Q23：「従事機関等」の欄で、「新規」「再就業」「転職」のどれを選べばよいか分からない。

A23：「新規」とは、免許取得後、初めて保健師・助産師・看護師又は准看護師として従事した方。

「再就業」とは、現在の就業場所で従事を開始する前に看護職としてのブランクが1年以上ある方。

「転職」とは、現在の就業場所で従事を開始する前の看護職としてのブランクが1年未満の方。

Q24：看護師養成所を卒業後、大学の保健師養成課程や助産師養成課程を出ている場合、卒業した看護師等学校養成所欄はどちらを書けばよいですか。

A24：最終学歴で記入いただきたいので、大学で記入してください。

【届出の活用に関すること】

Q25：この届出はどのようなことに使われるのか。

A25：集計データを国に報告するとともに、県においては、看護職員の需給見通しや県保健医療計画策定のための基礎資料として、従事者の分布や就業状況の実態を把握するために活用しています。個人が特定される形で公表されることはありません。